

新法人での10年間の経過措置を明記 32年7月1日まで都制度での昇給を保証



独法化後も10年間は都の昇給制度を維持する。これについて経営本部は「維持することを考える」といった発言を繰り返してきましたが、24日に行われた人事給与制度検討会で「都職員引継ぎ規定（案）」が示され、「10年間の経過措置期間」が明記されることになりました。また7月昇給により夏のボーナスに昇給分が反映されない問題についても、経過措置期間中は「昇給があったものとみなして」夏のボーナスに反映されることが明記されました。今後も

検討委員会ではハラスメント対策や人事考課制度について検討を重ねる予定です。検討会で合意した内容は、覚書として締結されます。

あなたの職場の健康度チェックキャンペーン

時間外に仕事をしているのに、超過勤務手当を支給しないというのは、最もありふれたパワハラです。今週も支部には、「記録や看護計画の立案、サマリー作成など直接業務以外では超過勤務申請できない」という声が届きました。もうすぐ、超過勤務のルールなどを決める36協定交渉が始まります。36協定の付帯文章には、記録、計画立案、サマリー作成などは超過勤務ですと明記してあります。



あなたの職場健康度チェック



独法化に伴う ろうきん給与天引きの変更について

7月の独法化に伴うシステムの変更により、ローン返済の給与天引きができなくなります。

ろうきんでローンを組んで毎月、給与天引きで返済している方、預金をしてる方が対象になります。このサービスを利用されている方には、直接ろうきんから通知・連絡があります。変更後の対応について担当の方とよく相談してください。今後とも組合とろうきんを活用して暮らしの安心を。

財形預金は引き続き給与天引きされます。



ろうきん
中央労働金庫

発行 都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は? いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず!

#看護師のしぶ子さんと検索